

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

美里町長

公表日

令和4年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種に関する事務 新型インフルエンザの予防接種に関する事務 美里町では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】16の17,18,19項、115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	新様式に変更				
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月30日 時点	令和2年5月31日 時点		
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月30日 時点	令和2年5月31日 時点		
令和3年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	美里町では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	予防接種に関する事務 新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 美里町では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。		
令和3年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項 93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条		
令和3年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
令和3年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】16の17,18,19項、115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条		
令和3年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年2月25日 時点		
令和3年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年2月25日 時点		
令和4年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種に関する事務 新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 美里町では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	予防接種に関する事務 新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 美里町では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。		
令和4年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和4年2月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項 93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)		
令和4年2月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月14日 時点		
令和4年2月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月14日 時点		